

在園児(更新)確認票

※全ての内容をご確認いただき、チェックを記入し、**裏面に署名**をしてください。

↓ 確認したらすべての欄に☑を入れてください。

チェック欄↓		確認事項
		●更新について
1		就労内容や世帯などの状況に変更が生じた場合(離婚等)は、「 施設型給付費・地域型保育給付費等給付認定申請変更申請書 兼 届出事項変更届(以下、「変更届」) 」に必要書類を添付し「 支給認定証 」と一緒に、すみやかにこども保育課へ提出してください。要件が事実と異なり、保育の要件に該当しなくなった場合は、退園していただく場合があります。
2		個人番号(マイナンバー)の記載について、住民基本台帳ネットワークから個人番号を確認する場合があります。
チェック欄↓		●保育の要件について
3		第2子などの妊娠がわかったら、分娩予定月の3か月前までに、「 変更届 」と「 母子健康手帳(分娩予定日が記載されたページ) 」(写)と「 支給認定証 」をこども保育課へ提出してください。 ※出産要件で利用できる期間は、出産予定月とその前後2か月ずつの計5か月以内です。(保育要件の変更は可能です)
4		<u>育児休業期間を変更する場合は</u> 、「 変更届 」と育児休業期間が変更された「 就労証明書 」と「 支給認定証 」の提出が必要です。
5		「 <u>疾病</u> 」「 <u>看護</u> 」の要件で在園している場合、病状の改善等により入所要件がなくなった場合は 退園 となります。(保育要件の変更は可能です)
6		「 <u>求職中</u> 」の方は、求職活動開始後89日目を迎える日の月末までに就労を開始し、「 変更届 」・「 就労証明書 」・「 支給認定証 」を必ず提出してください。提出がない場合、 退園 となります。
7		「求職中」「育児休業」要件の方、6か月未満のお子さまは、短時間認定での利用となります。(短時間認定の利用時間については、各保育施設でご確認ください)
チェック欄↓		●保育施設の利用について
8		利用できる時間は、通勤時間なども考慮し、保護者の就労状況等に応じて必要な範囲となります。(最長11時間 ※延長保育を利用できる場合あり)
9		退園する場合は退所届をご提出ください。
10		年度更新の時期に必要な書類の提出がない場合は、 退園 となります。
11		1週間以上欠席する場合は、事前に保育施設にお知らせください。原則2か月を超えて欠席する場合は、 退園 となります。なお、長期欠席中でも保育料はかかります。
12		<u>佐倉市外に転出した場合、原則退園となります。(住民票上の異動も退園になります。)</u> ※ただし、条件によっては転出後も継続して利用可能な場合があります。 詳しくは佐倉市こども保育課と転出先の保育園担当課にお問い合わせください。

※※裏面に続きます※※

↓ 確認したらすべての欄に☑を入れてください。

チェック欄↓		●保育料について
13		保育料は1か月単位となっており、在園中は、出席日数にかかわらず1か月分の保育料をいただきます。（途中退園の方は、別に定める額となります）
14		保育料は、世帯の市民税額により算定します。父母の市民税が非課税の場合、同居している祖父母の市民税額から保育料を算定することがあります。
15		保育料を納付期限内に納付されていない方（保育料の滞納がある方）を対象に、児童手当から保育料を直接徴収する場合があります。
チェック欄↓		●お子さまの健康状態等について
16		保育所保育指針（厚労省）及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領（文科省・厚労省）に基づき、お子さまの心身の健康と健やかな発育発達を図るために、保育施設等及びこども保育課は、関係機関（こども家庭センター、ことばと発達の相談室、児童発達支援施設、相談支援事業所、小学校、教育センター、学童保育所等）と情報を共有し、連携を図ります。
17		保育施設等における感染症対策ガイドライン（厚労省）に基づき、定期的予防接種として接種可能な予防接種については、できるだけ入園前の標準的な接種期間内に接種をお願いいたします。接種した予防接種については保育施設等にご連絡ください。
18		母子保健法に基づく乳児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診、5歳児健診はお子さまの成長発達の節目で実施される大切な健診になりますので、受診をお願いします。
19		お子さまが感染症に罹患すると、保育施設等ではお預かりできない場合があります。保育施設等の保健対応は、学校保健安全法に準拠して実施しています。感染症に罹患したお子さまの速やかな体調の回復と共に、保育施設等では周囲への感染拡大防止の観点から、学校保健安全法施行規則の出席停止の期間の基準に準じ、感染症罹患後の登園のめやすを定めています。 感染症治癒後に登園するときは、医師による「佐倉市登園許可証明書」または、保護者による「佐倉市登園届」を提出してください。感染症の種類によって、様式が異なります。

令和8年8月作成

↓↓↓↓ご署名をお願いします。

上記事項について、確認し了承しました。

住 所 : 佐倉市

保護者氏名 :